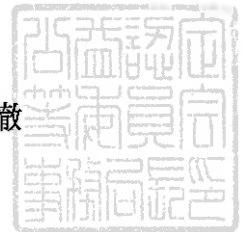


府益第106号  
平成31年2月1日

内閣総理大臣  
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会  
委員長 山下 徹



答申書

平成31年1月18日付け府益担第68号をもって公益認定等委員会に諮問があった内閣府令の改正について、下記のとおり答申します。

記

本件については、別紙のとおり、内閣府令を改正することが適当である。

○内閣府令第 号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項第六号中「資金」の下に「（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に消費することが見込まれるものに限る。）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第二十二條第三項第六号の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた果実について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度に生じた果実については、なお従前の例による。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（遊休財産額）                      第二十二條（略）</p> <p>3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四條第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相</p> <p>4 5 8（略）</p>	<p>（遊休財産額）                      第二十二條（同上）</p> <p>3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四條第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。</p> <p>一〜五（同上）</p> <p>六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金</p> <p>4 5 8（同上）</p>